

★令和5年度 大雨により家屋が半壊以上の被害に遭われた方へ

国民健康保険 一部負担金〈病院の窓口負担金〉の減免について

今回、罹災証明で「**住家が床上浸水**」以上の判定が確定された方が対象ですが、被災により、困窮されて一部負担金の支払いが難しい方対象の制度のため、申請には条件があります。（重身医療の対象者は必要ありません）

●申請条件

- ① 定期的な通院のある方（医師の意見書が必要です）
 - ② 住民票世帯の全員の預金合計額が、基準生活費の3か月分以下。
 - ・預金額の目安として、2人世帯で40～55万円。基準生活費は、世帯の人数や年齢、障害者手帳の所持等、世帯状況により変わります
- ⇒ 詳しい条件等は、保険年金課（483-8404）に確認してください。

申請条件を満たしても、**世帯の月の収入額が減免基準を超える場合、減額されません**
(申請時、世帯の預金合計や収入額（非課税年金も含む）を申告していただきます)

◎申請用紙の配布、申請受付は、市役所保険年金課、下津行政局、各支所・出張所で行います。また、海南市のホームページでも申請書をダウンロードいただけます。郵送での申請も受け付けております。

【減免期間】

申請日の翌月以降の3か月以内。
生活状況を勘案し必要と認められる場合、再申請によりさらに3か月。

【減額の割合】

世帯の収入合計額（月額）により、免除・8割減額・5割減額・減額なし
※指定難病や特定疾病などで、一部負担金の減額を受けている方は、実際のご負担額に変更のない場合があります。

お問い合わせ

海南省役所 保険年金課 保険給付班

（073）483-8404（直通）